

紹介手数料

内 容	商 品	採用予定人数	採用コンサルティング報酬 (税込)	紹介報酬
	人材コンサルティング サービス	1 名	報酬基準年収の 40%	完全成功報酬型

支 払 条 件	区 分	締 日	支 払 日
	採用コンサルティング報酬	内定確定当月末	内定確定翌月末

(1) 委託業務の内容

- ① 採用コンサルティング業務：弊社は、人材のターゲティング等のコンサルティングを行います。
- ② 紹介業務：弊社は、人材の調査・探索・面談設定等を行います。

(2) 内定確定の定義

内定確定とは、弊社が候補者から「入社承諾書」を受け取った時点とします。

(3) 入社の定義

入社とは、候補者が貴社に初めて出社した時点とします。

(4) 紹介報酬

1. 紹介報酬は、候補者の「報酬基準年収」に報酬率 40% を乗じた金額に消費税等を加算した金額とします。但し、弊社と貴社の間で、別途紹介報酬を定め、双方が合意した場合はその限りではないものとします。
2. 報酬基準年収は、候補者の理論年収とします。ただし、前年度年収を最低金額とします。なお、候補者と雇用契約以外の契約を締結する場合、報酬基準年収は、初年度 1 年間の想定報酬額とします。
3. 理論年収には、①各種手当を含む月額給与の 12 ヶ月分（通勤手当を除く）、②賞与・インセンティブ及び③支度金・準備金等の一時金を含みます。また、②が未定の場合の理論年収は、①の月額給与の 16 ヶ月分及び③とします。なお、理論年収算出の際は、試用期間給を含まず本給から算出します。

(5) 内定辞退・取消

内定確定した候補者（以下、「内定者」といいます）が内定辞退または内定者側の諸事情を原因とし、客観的合理的かつ社会通念上相当性のある理由に基づき内定取消となった場合、弊社はその内定者にかかる紹介報酬全額を貴社に返金し、新たな紹介業務を行います。

(6) 早期離職補償

内定者が 90 日以内に離職（以下、「早期離職」といいます）した場合、弊社は入社日から起算して 1 ヶ月以内離職で報酬の 80%、3 ヶ月以内離職で 50%（税別）を貴社へ返金するものとします。早期離職が発生した場合、貴社は弊社に早期離職者の離職日から 10 日以内に退職した旨を通知します。